

第2版はしがき

本書初版は、この分野の初心者にもわかりやすく読みやすい構成・叙述としたことから、幸いにも情報法の分野を入門的に概観する書物として、多くの読者に受け入れられてきた。ここに執筆者を代表して謝意を表する次第である。

しかし、情報法に関連する社会の動きはめまぐるしく、初版時には想定できなかったようなDX（デジタル・トランスフォーメーション）の進展、SNSの社会への浸透、行政の動向としてはデジタル庁の設置、マイナポイントによるマイナンバーカードの普及施策等の実施、個人情報保護法の大幅な改正、プロバイダ責任制限法の改正、侮辱罪の重罰化、民事訴訟のIT化などといった動きが出てきており、現在進行形となっている。

このたび改訂の機会を与えられるにあたって、各章の執筆者で初版以来の全体構成を維持しながら、上記の動向に伴う必要最小限の修正を施し、アップ・トゥ・デートなものとするよう心掛けた。もちろん章によっては、かなり大幅な改訂をせざるを得なかった章もあるし、さほどの改訂を要しなかった章もあることは事実である。初版では、情報法が、情報をめぐる各種の法分野からのアプローチに基づき、その応用分野を超えたまとまりをもつ独自の法現象・法分野なのではないかとの発想に基づいて執筆された。この初版での成果に基礎を置くものであるから、各章で扱われている法原則や法解釈は、たとえばSNSなどのより一層の社会生活への浸透、インターネット上に出現していたサイバースペースのリアルワールドとのシームレスな交錯などの結果出現している諸現象を前提としてはいても、本書の限られたスペースではそれらのひとつひとつをすべて解説し問題点を剔抉することはかなわないものと言わざるを得ず、基礎的なものの見方や考え方を中心に執筆せざるを得なかった。このことは、初版での執筆と方針を共通にするものである。この点、読者諸賢のご海容を請うところである。

本書が、このたびの改訂の機会を得て、ますます多くの読者の目にとまり、情報法なる法現象・法分野の存在へのいざないとなることがあれば、著者のひとりとしてこれに勝る喜びはない。最後に、読者諸賢におかれては、本書に対するご意見・ご要望を法律文化社あてにお寄せいただきたく、お願い申し上げます。次第である。

2022年8月

著者を代表して 米丸 恒治